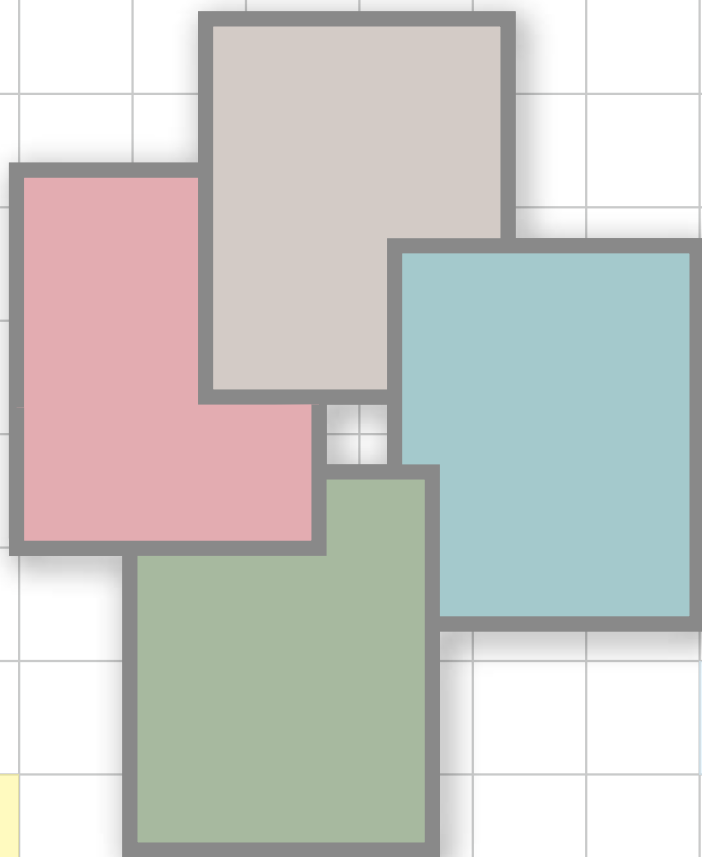


ケース別

商業登記添付書面

— 必要となる書類と実務のポイント —

編著 立花 宏 (司法書士)



新日本法規

第2 電磁的記録による添付書面

4 押印と電子署名の対応関係

登記の添付書面は、書面の代わりに電子データを作成して提出することができます。ただし、登記の添付書面として利用する電子データには、一定の電子証明書が付された電子署名を行う必要があります(商登19の2、商登則36・102③④⑤)。今のところあまり普及していないようですので、「電子」と聞くと分かりにくいかもしれませんが、押印や印章、印鑑証明書との比較で考えると、さほど難しくはないと思います。

電子署名に対応するのは書面の場合の「押印」です。また、電子証明書に対応するのは「印鑑証明書」あるいは「印鑑(印章)」と考えることができます。

書面の場合の印鑑(印章)と電子証明書の対応関係は、おおむね下表のとおりとなっています。

印 章	対応する電子証明書
個人の実印	公的個人認証サービス電子証明書 (①)
	特定認証業務電子証明書 (②) ただし、住所・氏名が確認できるものに限りします。
会社の届出印	商業登記電子証明書 (③)
	①
	② ただし、住所・氏名が確認できるものに限りします。 (登記申請の委任状については、住所・氏名・出生の年月日が確認できるものに限りします。)
個人の認印	その他の電子証明書 (④)
	①
	② ただし、住所・氏名が確認できるものに限りします。

(1) 公的個人認証サービス電子証明書 (商登則36④一ロ・102③二)

公的個人認証サービス電子証明書は、住民基本台帳に記録されている個人を対象として地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) が発行するもので、マイナンバーカードのICチップに格納されています。電子証明書には、個人の基本4情報 (氏名、住所、性別、生年月日) が登録されていますので、この証明書を利用した電子署名によって、本人確認を行うことが可能です。

マイナンバーカードを取得する際は、使用者の住所地の市区町村に対して請求を行い、かつ、カード交付の際は本人が交付場所に出向き顔写真との照合が行われますので、もっとも信頼性の高い電子証明書といえるでしょう。

したがって、登記の添付書面を電子化する際は、個人の実印に対応することはもとより、会社の届出印にも対応した電子証明書となっています。

(2) 特定認証業務電子証明書 (商登則36④一ハ・102③三)

電子署名及び認証業務に関する法律8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書 (電子署名及び認証業務に関する法律施行規則4条1号に規定する電子証明書をいいます。) その他の電子証明書であって、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書です。

電子証明書発行申請時には、認証事業者が利用者の印鑑証明書を提出させる等、厳格な本人確認を行っていますので、信頼性の高い電子証明書といえます。

ただし、電子証明書に記録される情報は一律ではなく、登記の際に実印相当の電子証明書として利用するためには、氏名及び住所が記録されている必要がありますのでご注意ください。

(3) 商業登記電子証明書 (商登則36④-イ・102③-)

法務省が運営する電子認証登記所において、法人の登記情報に基づいて登記された代表者を対象として発行される電子証明書です。代表者を登記する際は本人確認を行っており、電子証明書の発行請求の際も、発行申請書には会社の届出印を押印する（又はマイナンバーカードで電子署名する）必要がありますので、こちらも信頼性の高い電子証明書となっています。

(4) その他の電子証明書

いわゆる「電子契約サービス」を利用する電子証明書のうち、法務大臣の定めるものです。具体的には法務省のホームページに公開されています (<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji71.html>, (2024.11.6))。

電子契約サービスには、①利用者の指示に基づきサービス提供事業者の電子証明書を利用して当該事業者が電子署名をする「立会人型(事業者型)」と、②利用者自身の電子証明書を利用してクラウド上で電子署名する「当事者型」があります。このうち、①の立会人型の電子契約サービスについては、電子署名をするための特別な環境設定の必要がなく、電子署名のための操作も簡単に行うことができるため、容易に導入することが可能です。ただし、基本的に利用者の本人確認を行いませんので、いわゆる認印に対応した電子証明書となっています。

以上のように、基本的に電子証明書は実印・認印と対応していますが、異なる点があります。

- ① 書面により提出する場合には押印が不要とされる添付書面についても、電子データで提出する場合には上記のいずれかの電子証明書が付された電子署名をする必要があります (商登則36③・102②)。電子データは書面と比較して改ざんの痕跡を判別することが困難であることが理由だとされています (青山琢磨=服部直樹「令和3年改正商業登記規則等に基づく商業・法人登記事務の取扱いについて」登記研究882号26頁(2021))。

② マイナンバーカードの電子証明書は、万能な電子証明書と考えていただいても構いません。個人の実印だけでなく、会社の届出印の代わりにも利用できます。例えば、代表取締役を選定した取締役会議事録に代表取締役がマイナンバーカードで電子署名をすれば、他の取締役及び監査役は、認印に対応する電子証明書が付された電子署名をすれば足りることになります。おそらくこの点が一番理解し難い点ではないかと思えます。

添付書面の電子化は、今後普及していくことが想定されますので、「百聞は一見に如かず」ということで、まずはインターネット版官報などを利用してみることをお勧めいたします。

5 電磁的記録と添付書面情報

電子化された添付書面（電子署名付）を、CD-RやUSBメモリなどの電子記録媒体に格納して登記所に提出する場合の各データは「電磁的記録」と呼ばれています（商登則36）。

書面申請の場合だけでなく、オンライン申請の際に、電子化された添付書面データを別途登記所に提出する場合の添付書面も、「電磁的記録」ということになります（商登19の2、商登則36・102②ただし書）。

一方、所定の電子署名がされた添付書面データを申請用総合ソフトで作成した登記申請書に添付し、申請書と共にオンラインで送信する場合の添付書面データを「添付書面情報」と呼びます（商登則102②）。こちらはオンライン申請の場合の特則で、書面申請には適用されません。

別々に定義されているのはなぜかという点、令和3年2月15日施行の商業登記規則の改正前は、登記に利用できる「法務大臣の指定する

選の際の株主総会議事録に、任期満了により退任した旨の記載がある場合には、これで足りるとされています(昭53・9・18民四5003)。

【資格喪失により退任する場合】

- ① 資格喪失を証する書面(会社法331条1項3号・4号・3項に該当したことを証する書面)

【取締役の破産手続開始又は後見開始の審判により退任する場合】

- ① 破産手続開始の決定の場合は、当該決定書の謄本、後見開始の審判の場合は、当該審判書の謄本や後見登記に係る登記事項証明書

委任状(商登18)

36

監査等委員会設置会社の監査等委員以外取締役の退任

13をご参照ください。

37

旧氏・住所非表示措置の申出

(1) 旧氏の記録を申し出る場合

申出書(商登則81の2②) ⇨ ◆書式例1

Memo. 次に掲げる事項を記載した申出書を登記所に提出します。

- ① 会社の商号及び本店の所在場所並びに当該会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先
- ② 旧氏を記録すべき役員の氏名
- ③ ②の役員について記録すべき旧氏
- ④ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときは

その代表者の資格及び氏名

⑤ 申出の年月日

Memo. 株式会社の設立の登記、役員等の就任による変更の登記、清算人の登記又は役員等の氏の変更の登記と同時にを行う旧氏の記録の申出については、申出書の提出をする方法のほか、申請書に申出事項を記載する方法で行われたものであっても差し支えないとされています(令4・8・25民商411)。

旧氏の記録を証する書面(商登則81の2③)

Memo. 旧氏の記録を申し出る場合、併記しようとする旧氏の記載がある除籍抄本等から現在の氏の記載がある戸籍に至る全ての戸除籍抄本等が必要とされています。住民票やマイナンバーカード、運転免許証に既に併記されている旧氏と同じ旧氏の併記を希望する場合には、これらの写しでも足りるとされています(令4・8・25民商411)。

委任状(商登18)

(2) 旧氏の記録を希望しない申出をする場合

この場合の添付書類は旧氏の記録を証する書面を除き、前記(1)と同様です。

(3) 住所の非表示措置を申し出る場合(DV被害者等の場合)

申出書(商登則31の2②) ⇨ ◆書式例2

Memo. 次に掲げる事項を記載した申出書を登記所に提出します。

- ① 会社の商号及び本店の所在場所
- ② 申出人の資格、氏名、住所及び連絡先
- ③ 被害者等の資格、氏名、住所及び連絡先
- ④ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名
- ⑤ 住所非表示措置を希望する旨及びその理由
- ⑥ 申出の年月日

92

清算終了後に残余財産が見つかった場合

☑残余財産が残っていることを証する書面（商登134①二）

① 上申書 ⇨ ◆記載例 1

② 不動産の登記事項証明書、預金通帳等（商業登記手続研究会編『事例式 商業登記申請マニュアル』1000ノ86ノ2頁（新日本法規出版、追録117号））

③ 株主総会議事録（商業登記手続研究会・前掲1000ノ62ノ3頁） ⇨ ◆記載例 2

Memo. 上記①に加え、②又は③を添付します。

Memo. 登記事項証明書等の公務員が職務上作成した書面を添付できない場合、上記②又は③に清算終了登記に添付した株主総会議事録に押印した者全員が同一の印鑑を押印したとき若しくは登記所届出印を押印したときを除き、上記②又は③に押印した印鑑につき市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要です（令3・1・29民商10、平24・4・3民商898）。

④ 株主リスト（商登則61③）

Memo. 上記③を添付する場合、必要です。

☑委任状（商登18）

☑印鑑届書（商登則9）

Memo. 16 をご参照ください。

☑印鑑カード交付申請書（商登則9の4）

Memo. 16 をご参照ください。

Memo. 新たに清算人を選任した場合には、86 の書類も必要です。

Memo. 清算終了登記により失効しているため、改めて印鑑の届出、印鑑カードの交付申請が必要です。

◆記載例1 上申書

上申書

当社は、令和〇年〇月〇日付けで清算結了登記を申請し、登記記録が閉鎖されました。しかし、当社名義の不動産があることが判明し、残余財産を処分するために清算結了登記を抹消し、登記記録を回復したく上申いたします。

(本店)

(商号)

代表清算人 ○○○○ 印

○○法務局 御中

◆記載例2 株主総会議事録

第〇号議案 清算結了登記の抹消の件

議長は、当社は既に清算結了登記を完了しているが、下記不動産につき処分未了であり、清算手続が完了していないことが発覚したため、令和〇年〇月〇日付けの決算報告書承認の株主総会決議自体が法令に違反するものとして無効であることから、清算結了登記を抹消しなければならない旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認可決した。

記

○県○市○町○丁目○番○号 宅地 ○m²

以上

☑株主総会議事録 (商登46②)

Memo. 継続後の役員等の選任決議も必要です。また、存続期間又は解散事由の変更、機関の変更を行う場合には、その決議も

第7章 外国会社

158 初めて日本における代表者を定めた場合

- 本店の存在を認めることのできる書面 (商登129①一)
- 日本における代表者の資格を証する書面 (商登129①二)
- 外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面 (商登129①三)
- 会社法の規定による公告方法についての定めがあるときは、これを証する書面 (商登129①四)

Memo. これらの書面は、外国会社の本国（設立準拠国）の管轄官庁又は日本における領事その他権限のある官憲の認証を受けたものでなければなりません（商登129②）。

Memo. 実務上は、外国会社の登記に必要な登記事項（会社933②）を記載した宣誓供述書を作成し、これに本国の管轄官庁等の認証を受けたものを添付します。⇨◆記載例

Memo. 宣誓供述書の作成者については、登記事項の真実性を担保するため、その登記事項について証明する権限を有し、責任を負う者として、日本における代表者又は本国の代表者が作成すべきとされており、原則として、単なる従業員や代理人にすぎない者が作成した宣誓供述書を添付してされた登記申請は受理されないものとされています。ただし、その外国会社の設立準拠法において、従業員等が外国会社の登記における登記事項を証明する権限を有する場合には、その設立準拠法の訳文等をあわせて提出することにより受理される可能性があります（平18・4・5民商873）。

- 委任状 (商登18)
- 印鑑届書 (商登則9①五・⑤一・六)

Memo. 日本において住民登録し、印鑑を登録している外国人につ

いては、その登録印（実印）を押印し、その印鑑証明書を添付します。それ以外の外国人については、押印に代えて署名し、その署名が本人のものである旨の本国（国籍国）の領事又は公証人の証明書（いわゆる署名証明書）を添付します（「外国会社変更登記申請書の添付書面の本国の管轄官庁等の認証及び署名証明の適否」登記研究352号105頁（1977））（記載例は155の記載例1を参照）。なお、本国の領事等の証明書を取得できないやむを得ない事由がある場合には、その旨の上申書を提出すれば、日本の公証人又は本国以外の居住国の官憲等による証明書でも例外的に受理されることとされています（平28・6・28民商100）。

◆記載例 宣誓供述書（和訳サンプル）

宣誓供述書

私、ジム・ブラウンは、アメリカ合衆国〇〇州会社法に基づき適法に設立され、存続する、アメリカ合衆国〇〇州〇〇市〇〇ストリート〇番地に本店を有するアメリカンジムアンドメアリコーポレーションの役員として、本宣誓供述書を作成する正当な権限を付与されており、宣誓し、以下のとおり供述する。

1. 当会社の会社形態は、株式会社である。
2. 当会社の商号は、アメリカンジムアンドメアリコーポレーションである。
3. 当会社の本店は、アメリカ合衆国〇〇州〇〇市〇〇ストリート〇番地である。
4. 当会社の日本における公告は、官報に掲載してする。当会社の準拠法の規定による公告は、〇〇市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。
5. 当会社の設立の準拠法は、アメリカ合衆国〇〇州会社法である。
6. 当会社の設立の年月日は、昭和〇年1月1日である。
7. 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) コンピュータ及び関連機器の輸出入及び販売

- (2) コンピュータ用ソフトウェア及び映像、音楽、ゲーム等のデジタルコンテンツの輸出入及び販売
- (3) その他これらに附帯し、又は関連する事業
8. 当会社の発行可能株式総数は、5万株である。
9. 当会社の発行済株式の総数は、3万株である。
10. 当会社の資本金の額は、金30万米ドルである。
11. 当会社の役員は、下記のとおりである。
- 取締役 ジム・ブラウン
- 取締役 メアリー・ブラウン
- 取締役 ジョン・ホフマン
- アメリカ合衆国〇〇州〇〇市〇〇ストリート〇番地
- 代表取締役 ジム・ブラウン
- アメリカ合衆国〇〇州〇〇市〇〇ストリート〇番地
- 代表取締役 メアリー・ブラウン
12. 当会社の日本における代表者は、下記のとおりである。
- 東京都〇区〇町〇番〇号
- 日本における代表者 ロバート・ウィリアム
13. 当会社の支店は、下記のとおりである。
- アメリカ合衆国〇〇州〇〇市〇〇ストリート〇番地
14. 令和〇年10月1日、当会社の日本における営業所を下記のとおり設置した。
- 東京都〇区〇町〇番〇号

(署 名)

ジム・ブラウン

(公証人使用欄)

令和〇年10月3日、〇〇州法人であるアメリカンジムアンドメアリコーポレーションのジム・ブラウンは、同社を代表して、当職の面前で、宣誓の上、署名した。

(署 名)

キャサリン・ヘップバーン

〇〇州公証人

以上、翻訳しました。 司法書士 〇〇〇〇 印



新日本法規